



2019年12月6日

各 位

会社名 セイノーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田口義隆
(コード番号 9076 東証第1部、名証第1部)
問合せ先 取締役 財務 IR 部・経理部担当 野津信行
(TEL. 0584-82-5023)

株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と当社グループの従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価向上への当社グループの従業員の意欲や士気を高めるため、当社グループの従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社は、従業員のインセンティブプランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP (Employee Stock Ownership Plan) について、従業員の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等の観点から検討してまいりましたが、今般、当社及び当社グループの一部の子会社(以下「対象会社」といいます。)の従業員に当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する報酬制度である本制度を導入することといたしました。

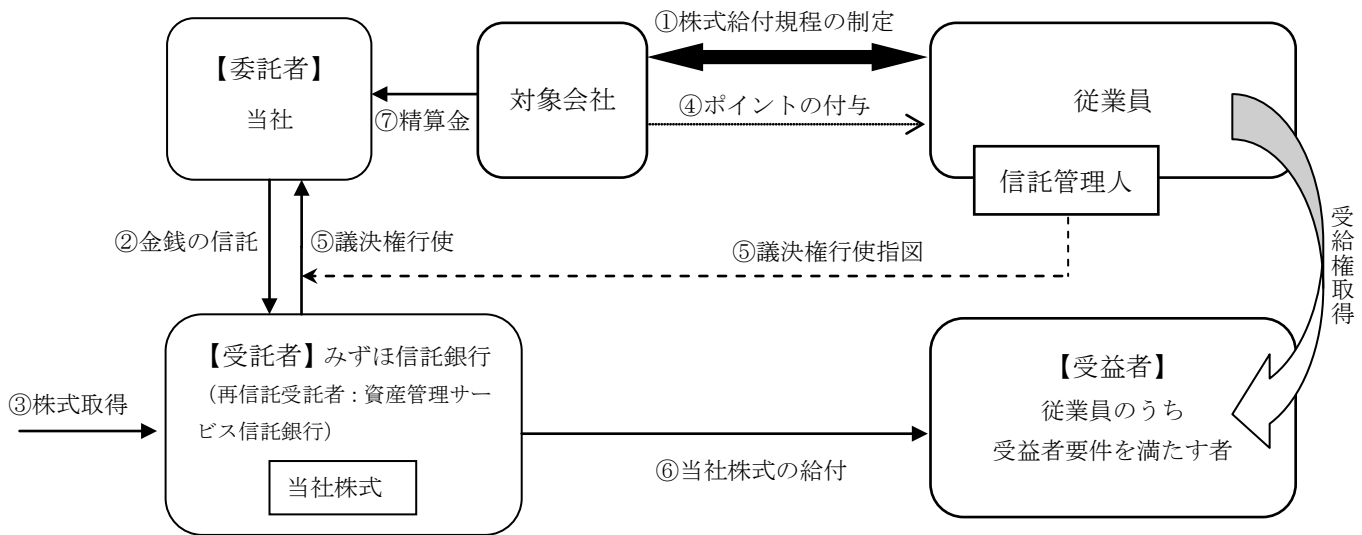
2. 本制度の概要

本制度は、予め対象会社が定める株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象会社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

対象会社は、従業員に対し勤続年数や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社グループの従業員の株価向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

<本制度の仕組み>



- ① 対象会社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき対象会社の従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 対象会社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、対象会社の従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。
- ⑦ 対象会社は、当社に対して、対象会社の従業員が当社株式の給付を受けた後、その精算金を支払います。

3. 本信託の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | : 株式給付信託 (J-ESOP) |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社) |
| (4) 受益者 | : 対象会社の従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 対象会社の従業員から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 本信託契約の締結日 | : 2019年12月23日（予定） |
| (8) 金銭を信託する日 | : 2019年12月23日（予定） |
| (9) 信託の期間 | : 2019年12月23日（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

4. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 7,272,000,000 円
- (3) 取得株式数の上限 : 4,848,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 取引市場より取得
- (5) 株式の取得期間 : 2019年12月23日(予定) から 2020年3月5日(予定) まで

以 上